



週報

第二十八號
昭和二十二年四月二十八日

官報附録

昭和二十二年四月二十八日

五錢

地方工業化に就て
(商工省工務局)

揮發油及アルコール
混用法に就て
(商工省鑛山局)

前回總選舉に於ける
府縣別投票率
(内閣統計局)

國際労働會議に就て
(外務省情報部)

(國際時事解説)

週報

昭和二十二年四月二十八日

官報附録

(本書の大きさは規定規格A5判)

官報附録週報別刷

昭和二十二年四月二十一日印刷

印刷者 情報委員長會
東京市麹町區永田町
印刷局 内閣總理大臣官會内
東京市麹町區大田町
東京市麹町區大田町

| 所 込 申 | 價 定 |
|---|-----|
| 一ヶ年(前金) | 五錢 |
| 一ヶ年分未済郵便費の方は一 割五厘の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。 | |
| 内閣印刷局發賣掛 | |
| 東京市麹町區三丁目 | |
| 電話 東京 一〇〇〇番 | |
| 全國各地官報販賣所 | |
| 東京書籍株式會社 | |
| 東京市神田區錦町一丁目 | |
| 電話 東京 九三九〇番 | |
| 最寄書店・郵便店 | |

週報

第 二 十 八 號
昭和二十二年四月二十八日

官報附録

昭和二十二年四月二十八日 第二十七號

週報

昭和二十二年四月二十八日 第二十七號

(本書の大きさは國定規格A5判)

五錢

地方工業化に就て

(商工省工務局)

揮發油及アルコール

(商工省鑛山局)

混用法に就て

(内閣統計局)

前回總選舉に於ける

府縣別投票率

(國際時事解説)

(外務省情報部)

國際勞働會議に就て

官報附録週報別刷

昭和二十二年四月二十一日印刷發行

編輯者 情報委員會
東京市麹町區永田町
印刷者 内閣總理大臣官舎内
東京市麹町區大手町

| 所 込 申 | 價 定 |
|---------------------------------------|-----------|
| 一年(前金) | 五 錢 |
| 半年(前金) | 二 圓 四 十 錢 |
| 三ヶ月(前金) | 一 圓 四 十 錢 |
| 一ヶ月(前金) | 一 圓 四 十 錢 |
| 一ヶ月分未滿配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。 | |

| |
|--------------|
| 内閣印刷局發賣掛 |
| 電話九ノ内(三)三五二九 |
| 振替東京一九〇〇番 |
| 全国各地官報販賣所 |
| 東都書籍株式會社 |
| 東京市神田區錦町一ノ三 |
| 振替東京九三九〇番 |
| 最寄書店・驛書店 |

地方工業化に就て……………商工省工務局(一)

揮発油及アルコール混用法に就て……………商工省造山局(一)

前同銀貨型に於ける碎紙別枚数率……………内閣統計局(一)

國幣の偽造に就て……………外務省情報部(一)

最近の市況……………内閣官房統計課(一)



NIPPON

季刊・現代日本紹介英文豪華寫眞雜誌
 四六四倍版・本文アート・精巧寫眞百數拾集
 記事及寫眞説明英・佛・獨・三ヶ國語使用

眞實の日本の文化並びに
 産工業の模相を示し、外
 人の日本に對する認識を
 是正し、以て國威を海外
 に實揚せんとするのが本
 誌の目的である。

又本誌は是非日本の識者
 にも讀んで頂きたい。日
 本精神を把握するには先
 づ眞實の日本の姿を知ら
 ねばならぬ。本誌こそこ
 の任務を果たす最適の書と
 信ずる。

年四回発行・一冊一圓八十錢(内地朝鮮滿洲中華民國
 當方負擔・外國送料二〇錢)一年豫約六圓五十錢
 (送料當方負擔)・外國七圓三十錢(送料共)

書店に品切れの際は當發行所に御申込み下さいますれば速刻御送本申上げます。

發行所 日本工房 東京市京橋區銀座六ノ四交詢ビル
 電話 銀座(57)一八八六番

露光量違いにより重複撮影

露光量違いにより重複撮影

NIPPON NIPPON

季刊・現代日本紹介文藝華語真雜誌
 四人四倍版・本文アート・精巧寫眞百數拾畫
 記事及寫眞說明英・佛・獨三ヶ國語使用

眞實の日本の文化並びに
 産業の標相を示し、外
 人の日本に對する認識を
 是正し、以て國威を海外
 に宣揚せんとするが本
 誌の目的である。



又本誌は是非日本の讀者
 にも讀んで頂きたい。日
 本精神を把握するには先
 づ眞實の日本の姿を知ら
 ねばならぬ。本誌こそこ
 の任務を果す最速の書と
 信ずる。

年四回刊行・一冊一圓八十錢（内地朝鮮滿洲中華民國
 當方負擔・外國 送料二〇錢）一ヶ年豫約六圓五十錢
 （送料當方負擔）・外國七圓三十錢（送料共）

書店に品切れの節は當發行所に御申込み下さいませれば速刻御送本申上げます。

發行所 日本工房 東京市京橋區銀座六ノ四交詢ビル
 電話 銀座(57) 一八八六番

地方工業化に就て……………商工省工務局…(二)

揮發油及アルコール混用法に就て……………商工省鑛山局…(二二)

前回總選舉に於ける府縣別投票率……………内閣統計局…(一九)

—(國際時事解説)—

國際勞働會議に就て……………外務省情報部…(二二)

最近公布の法令……………内閣官房總務課…(二九)

は、昔日に於けるが如き所謂熟練労働者を多數に必要とせざるに至つたのであつて、此の點は工業の地方化の必要を切實に物語るものと云ふことが出来よう。

更に地方農山漁村等に於ては調査研究が不十分な爲に、工業の原料又は材料等にして未だ充分に活用せられてゐない資源も非常に多い。従つて之等の未開發資源を利用する爲、作業機械設備、製造技術、經營形態、資本等の關係に於て充分なる調査研究を重ね、以て具體的に地方の特殊工業の開發指導方策を講ずることは、今日に於ては最も有效適切なる地方振興策の一であると考へられる。

斯の如く工業の地方化は工業自體の合理化の上から見て極めて必要な事項であるのみならず、同時に之に依つて農山漁村等の餘剩努力は巧みに利用せられることとなり、未開發の資源も開發せられ、更に適地工業の發達をも促し、自ら地方農山漁村の振興に資することとなるのである。

又、就つて國防上から見ても、平時から汎く地方農山漁村に工業上の知識及技術を普及して置くことは、非常時に於ける總動員計畫等の上にも甚だ有意義なことであつて、今後には到底輕視することの出来ない貴重な國防資源となるものと考へられるので、工業の地方化は斯る方面から見ても謂はば一石數鳥の効果を有つて居るものと思ふ。

二 地方工業化に關する商工省の施設

政府に於ては既に種々の形に於て關係各應連絡協力の下に、地方工業化に關する施設の具體化に努めて居るのであるが、以下商工省に於ける本施設の概要を述べようと思ふ。

(イ) 地方工業化委員會

商工省に於ては昭和十年度豫算に於て相當額の調査費を計上して、地方工業化に關する諸般の實情を調査審議する爲に、昭和十年十月官民各方面の識者を集めて地方工業化委員會を設置し、目下鋭意調査審議を進めて居る。今此の委員會に於ける研究事項の主なるものを擧げると

- (1) 地方工業化の可能な工業の種目及其の地域並に之が爲施設すべき事項其の他の實の方策
 - (2) 地方に分散する下請工業の助成振興方策
 - (3) 農山漁村未開發原材料の活用による地方特殊工業の開發方策
 - (4) 地方工業の動力化及低廉なる動力利用の方策
 - (5) 地方に工業を起すに當り地方の健全實質なる氣風及社會狀態を維持する爲執るべき方策
- 等であつて、之等の研究事項を検討する爲、夫々小委員會を組織して調査研究を續けて居る。
- 又地方工業化委員會に於ては、委員及關係官應係官を以て現地調査團を組織して、之を各地に派遣し、地方工業の實情を調査すると共に、講演會又は懇談會を開催して、地方工業の發達及適地工業の振興に資し、當業者の指導啓發を圖る計畫を進め、既に數縣に於て之を實施し、相當の成績を

擧げて居るのである。

尙地方廳に於ても地方工業化を促進する爲には、之に關する調査及立案の機關として地方的の委員會を設置し、商工省の地方工業化委員會と連絡協力して、地方工業化施設の實績を擧げることは極めて肝要なこと、考へられるので、商工省に於ては過般次に掲げる「地方廳に於ける地方工業化委員會設置要綱」なるものを決定し、今後地方廳に於て地方工業化に關する委員會を設置する場合には、成るべく此の要綱に準據することとしたのである。

地方廳に於ける地方工業化委員會設置要綱

- 一 地方廳に於ける地方工業化委員會は商工省の地方工業化委員會と連絡協力して管内に於ける工業の地方化に關する事項を調査審議すること
- 二 委員會に於ける調査事項は大體左の通りとすること
 - (一) 地方工業化の可能なる工業の種目及其の地域並に之が爲施設すべき事項其の他の實行方策
 - (二) 地方に分散する下請工業の助成振興方策
 - (三) 農山漁村未開發原材料の活用に依る地方特殊工業の開発方策

- (四) 地方工業の動力化及低廉なる動力利用の方策
- (五) 地方に工業を起すに當り地方の健全實質なる氣風及社會狀態を維持する爲執るべき方策

(六) 其他工業の地方化に關する事項

- 三 委員會の名稱は成るべく「北海道又は何縣地方工業化委員會」とすること
- 四 委員會は大體左の者を以て之を組織すること
 - (一) 地方廳關係官
 - (二) 地方作業官廳關係官
 - (三) 官公立學校及試験場職員
 - (四) 當該地方出身者にして學識經驗豊富なる者及有力なる實業家
 - (五) 其他學識經驗ある者
- 五 委員會に於て調査審議したる事項に付ては地方廳は速かに之を商工省に報告し且之が實施を必要とする事項に付ては商工省と連絡協力して之を具體化すること
- 六 委員會の設置に當りては委員の人选其他に關し豫め商工省と打合せを爲すこと

(口) 下請工業の助成

次に工業の地方化を促進する具體的方策の一として、現に陸海軍其の他の關係方面と連絡をとつて實施して居る下請工業の助成に付て述べることにする。

陸海軍、鐵道其の他の諸官廳、民間大工場等から地方の中小機械工場其の他の各種中小工場に對して軍需品其の他の需用品の注文買上を行ふことは、地方工業化の實を擧げる上に於て効果が多ければかりでなく、國家總動員計畫の見地から地方に廣汎なる國防資源を培養する意味に於ても適切な方策と考へられる。

從來之等の中小工場に下請注文を發した場合には、屢規格又は納期等の點に於て遺憾の點が尠くなかつたので、之等の下請工業者の利用は未だ充分に行はれてゐなかつたのであるが、之は之等の工業者が經驗訓練に乏しいことに基くものであるから、之等に適當な統制を與へ指導助成を爲すならば、之等の缺點を除去することが出来るのである。

之が爲には地方廳に於て業者の統制指導に當るのが最も有效適切であつて、之を助成することが肝要と考へられるので、商工省に於ては昭和十一年豫算に下請工業助成に要する經費として八萬二千餘圓を計上し、地方廳に於て下請工業助成の施設を爲す場合には、之が指導監督の事務に當る専任職員の設置及検査設備に對し補助金を交付することとしたのである。而して昭和十一年度に於ては差當り下請工業助成の實績を擧げる見込の比較的多いと認められる高知、愛媛、徳島、香川、

廣島、鳥取、山口、和歌山、靜岡、秋田、宮城、岩手及福島の十三縣に對して補助金を交付したのであるが、之等の各縣に於ては何れも官民協力の下に目下著々其の實績を擧げつゝあるのである。商工省に於ては最近下請工業助成方針として「下請工業助成計畫要綱」なるものを決定し、今後本施設は此の要綱に基いて實施することとなつたので、次に之を掲げることにする。

下請工業助成計畫要綱

- 一 下請工業の助成は差當り機械工業、金屬工業、木工業其の他實行容易なる業種に付之を實施すること
- 二 本計畫の實施に付ては本計畫の本質に鑑み商工省に於て全國的に統制すること従つて官廳用品を地方の中小工業者に下請せしむる場合には其の下請の方法其の他に關する計畫の概要に付成るべく豫め商工省と連絡をとること
- 大工場、問屋等よりの下請注文に付ては前項に準じ商工省に於て關係官廳及業者と連絡をとること
- 三 下請工業助成の實施に關しては地方廳をして中小鐵工業、木工業其の他の業種の當該業者を以て工業組合を組織せしめ之に依り業者を綜合統制し工業組合の機關を通じて受註其の他の施設を爲さしむること

四 受註に際しては地方廳をして受註品の分配制當、納期、品質、規格等に付監督を爲さしめ厳重なる原材料の検査、工程検査及製品検査等を行はしむると共に營業者の指導に當らしむること

五 下請工業に關し地方廳をして具體的に營業者の精神、技術、經營方面に關し相互啓蒙の途を講ぜしむること

六 下請工業に關し各地方の製品は成るべく異種のものたらしめ同一地方には成るべく同種の製品の註文を發する様統制すること

七 下請工業に關し新たに註文を受けんとする場合には地方廳は營業者をして之が試作を行はしめ速かに受註の途を講ぜしむること

八 本計畫の實施當初に於ては差當り既設工場の利用を主とし作業機械、設備の擴張は成るべく之を避けしむるの方針を以て進むこと

九 本計畫の實施に關しては地方廳をして下請の方法、品目、數量、金額等大體の計畫に付速かに之を商工省に報告せしめ其の他下請工業の實施狀況並に之に關する各種の施設に付常に商工省に報告又は打合せを爲さしむること

一〇 地方廳をして下請工業及各種工業の地方化を促進する爲め地方的の委員會を設置せしめ商工省の地方工業化委員會との連絡を圖らしむるの方針を以て進むこと

前項の地方的委員會の設置に當りては豫め商工省に打合せを爲さしむること

一一 地方廳をして有能なる職員を設置せしめ技術、經營、統制等の指導監督に當らしむること
尙昭和十二年度に於ては下請工業の助成其他地方工業化に關する施設を一層擴充整備する爲、之に要する經費として次に掲げる如き豫算を計上して、今後は地方工業化の實施及普及に一段の努力を致さうとして居るのである。

工業の地方化に關する經費

總額

七三七、二〇三圓

内 譯

一 下請工業の整備充實

五六九、五〇〇圓

(一) 地方職員設置補助(三〇縣分)

一八七、五〇〇圓

(二) 製品検査器具機械設備補助(三〇縣分)

二五二、〇〇〇圓

(三) 見本製作費補助(三〇縣分)

一一〇、〇〇〇圓

(四) 下請工業助成事務費

一〇、〇〇〇圓

二 地方工業試験場の整備充實

一三〇、〇〇〇圓

(一) 地方工業試験場指導施設費補助

一〇〇、〇〇〇圓

(二) 東北地方工業試験場指導機關擴充費補助

三〇、〇〇〇圓

三 地方工業課の新設(初年度九箇月分)

一九、七〇三圓

四 地方工業化委員會

一八、〇〇〇圓

三 地方工業化實施上注意すべき事項

併し乍ら地方工業化と云ふことは謂ふに易くして、其の實行には相當困難な問題を伴ふものであるから、其の實施に當つては注意を要すべき事項が尠くないのである。

從來の地方産業振興方策は動もすれば生産のみを助長發達せしめて、之が販路の開拓伸張等に付ての注意を怠り、或は又生産販賣に關し無統制に陥るの傾向と弊害がないでもなかつたのである。殊に中小工業に付ては此の嫌があつたのであるから、地方工業化の具體的計畫の立案及實施に付ては極めて細心なる注意を必要とするのであつて、此の點に付ては特に充分の注意を拂ひ、連絡統制を保つに遺憾なきを期し度いと考へて居る。商工省では此の計畫の本質竝に工業の性質から考へて見て、地方工業と云ふものが新しい工業組織として、將來我國に於ける經濟機構の上に於て、重要な意義を有つものとなるだらうと云ふ見地から、之を全國的に統制し、鞏固なる組織の下に技術の普及向上を圖り、以て地方工業化の實を擧げ度いと考へて居るのである。

次に下請工業の實施に付ては、只單に所謂軍需景氣の餘瀝に均霑すると云つた風な功利的な考へ方々に依つて、此の施設を利用して一絲亂れざる統制の下に技術の練磨向上に努めることが必要なのであ

る。又軍需品の註文は情況により弛張があるから工場の急激なる擴張等は之を避け現在の設備を改良し其の能率を發揮することに依つて、其の註文に應ずる様にして行くことが必要である。之と共に今後は漸次民間方面の註文を受け得る様な途を講じて、此の事業に恒久性を與へ、都市大工業の外、廓部門として發展するの域に進む様に努める必要があらうと思ふ。

更に地方農山漁村に工業を起すに當つては、其の地方に於ける社會組織に急激なる變化を與へることをなくする必要もあり、其の質實剛健なる氣風、環境等を損ふことのない様充分留意することも極めて肝要である。更に低賃金等に依つて地方民を搾取するが如きこと及地方に勞資對立の風を醸成するが如きことは嚴に之を戒める必要があるのである。又地方工業の物興は色々の形に於て地方民の現金収入を増すものであるが、之は動もすれば地方の醇風美俗を害し、地方青年子女の精神及身體の健全性を損ふが如き弊風を伴ふ處も多分にあるので、此の點に付ても充分に考慮を拂ふ必要がある。

要するに地方工業化の實施は決して容易な事業ではないのであつて、關係者の熱意と努力を最も必要とするのである。併し此の施設が一度軌道の上に乗つたならば、何れの方面から見ても其の利益は計り知るべからざるものがあると思はれるので、地方廳及地方工業家は商工省其他の關係方面と緊密な連絡をとつて、此の施設の普及發達に努め、以て地方工業化の目的達成に協力せられんことを切望する次第である。

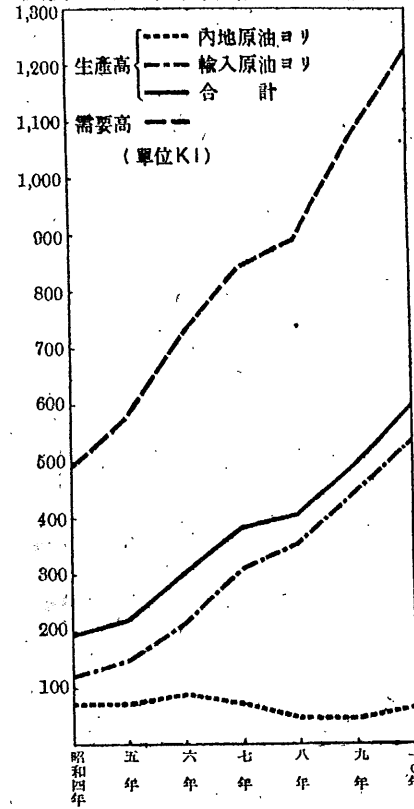
揮發油及アルコール混用法に就て

商工省鑛山局

一 本法制定の趣旨

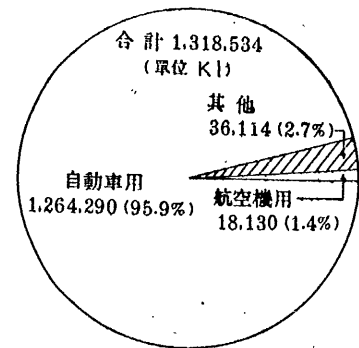
我國に於ける揮發油需要は自動車、航空機等の内燃機關用、化學工業用、醫藥用、清洗用等の諸用途に於て頗る多量に上り、而も其の需要數量は逐年著しき増加の一途を辿りつゝあるにも拘らず、其

(別圖ノ一) 本邦揮發油生産高及需要高



の供給は自給の域を離るゝこと遙かに遠く、其の大部分を國外よりの輸入に俟つの外なき實情に在る。此の状況を圖示すれば上の如くである。斯る状態は即ち我國

(別圖ノ二) 内地揮發油用途別需要高 (昭和十一年分推定)



の國防、交通及産業の外國依存性を示すと共に、交通及産業の國家的脆弱性を意味するものとも謂ひ得るのであつて、其の自給促進を圖ることの刻下の急務なることは更めて贅言を要しない所である。而して之が自給促進の方策としては、一面に於て積極的に揮發油供給の促進を企圖すると共に、他面に於て之が消費の合理的なる節約を圖るの必要があるのである。此の見地より見るときアルコールは主要な揮發油代用燃料の一である。併し乍らアルコールは之のみでは自動車等の内燃

機燃料として使用することは適當でないのであつて、之を揮發油に混入して使用せしめるならばアルコールの代用燃料としての利用の途を拓くと共に夫れだけ揮發油消費量の減少を圖り得るのである。斯くて揮發油にアルコールを混入使用せしめる制度を設定し、代用燃料としてのアルコールの利用を促進すると共に、揮發油消費の節約を爲し以て揮發油需給の調節を圖らんが爲、本法を制定した次第である。旁、本制度の實施は其の所要アルコールが農産物を原料として生産される爲、延いて農村經濟の振興に資する所も亦尠くないと信するのである。

二 諸外國に於ける揮發油及アルコールの混用

歐洲大戰に於ける石油缺乏の苦い經驗は、各國をして競つて液體燃料の自給促進策の樹立實施に邁進せしめたのであるが、其の一方策としての揮發油及アルコール混用制度は一九二三年佛蘭西に於て其の實施を見て以來、漸次各國に於ても之を實施し來り、現在に於ては佛蘭西、獨逸を始めとし伊太利、チェコスロバキヤ、オーストリア等二十數箇國に於て揮發油とアルコールとを混用してゐる。

之等諸國に於けるアルコールの混用は國に依つて異つてはゐるが、法律を以て混用の強制をなしつゝあるものは實に十四箇國に及んでゐる。而して其の強制混用の方法としては獨逸等に於けるが如くアルコールの購入義務のみを命じてゐるものと、佛蘭西等に於けるが如く更に進んでアルコールの混入義務をも命じてゐるものと大體之を二大別することが出来る。

アルコールの混入割合も亦國に依つて差異はあつるが、大體に於て一〇%乃至二〇%位を普通としてゐる。

三 アルコールの混入割合

アルコールを混入した揮發油の效率は混入率の如何に依つて相異なるも、大體に於て一〇%乃至二〇%程度の混入率の場合に於ては、アルコールの有する特性を發揮し、揮發油を單體として使用する場合に比較して效率は低下せず、燃料消費量にも差したる影響がないのである。更に操作上の手心を加ふることに依り又は機關の簡易な改造を爲すことに依つて、却て效率を増加することも可能なのである。

アルコールの混入割合は揮發油消費の節約を圖る趣旨からするならば、アルコールの供給上許され

る範圍内に於て可及的之を高めるを適當とするが如くではあるが、アルコールを混入した揮發油の内燃機用燃料としての效率等の見地から本法では大體二〇%位を混入率の目標としてゐる。

併し乍ら本法の實施に當つてはアルコールの供給狀況に鑑み、當初より二〇%を混入せしめることは到底不可能なる爲、混入用アルコールの生産を俟ち差當り昭和十三年六月頃から約二五%程度の混用を始め漸次アルコールの生産増加に伴つて混入割合を遞増しつゝ、七年後即ち昭和十九年に至つて混入割合の目標たる二〇%に到達せしむる見込である。

四 アルコールの供給

揮發油及アルコール混用制度を圓滑に實施するが爲には、其のアルコールを多量に且比較的低廉に供給することが必要であるのみならず、其の供給を確實且計畫的ならしめる必要があるが、我國に於ける現在のアルコールの生産狀況は容易に此の目的に副ひ得ない實情に在るので、これが爲アルコール專賣制度を創設し混入用アルコールの合理的供給を圖ることとしたのである。即ちアルコールの製造は原則として之を政府に専屬せしめると共に、民間業者に對しても其の製造を委託するの途を設け以てアルコールの計畫的供給を確保せんとしたのである。更に其の生産せられたアルコールは政府の專賣となし、以て混入用アルコールの供給量を調整すると共に、揮發油價格に應じてアルコールの價格をも按配することとしてゐるのである。

尙アルコール專賣法は朝鮮、臺灣等の外地には施行せられないのであるが、朝鮮に在つては補助金交付制度の實施に依り、臺灣に在つてはアルコールの販賣專賣制度の運用に依つてアルコールの供給に其の價格を確保調整して揮發油及アルコール混用制度の圓滑なる實施を期してゐる次第である。

五 揮發油及アルコール混用法の要旨

本法の主要骨子は揮發油及アルコールの混用を圖らんが爲、揮發油の供給者たる揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者が揮發油を庫出しせんとするとき、之にアルコールを混入せしめんとするに存し、之が適正なる混用を期せんが爲監督及取締を爲すこととしてゐるのである。

本法は未だ其の施行に關する命令等の制定を見ないので、詳細に互る確定的な解説を爲し得ないのは遺憾であるが、左に其の概要を説明することとする。

一 混入義務者

揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者をして揮發油にアルコールを混入せしめることとし、更に之等混入義務者をして毎年アルコール混入計畫(揮發油の搬出數量及アルコールを混入すべき數量、アルコールの購入數量、アルコールの混入方法等)を樹て、政府の認可を受けしめることとしてゐる。

二 アルコールを混入すべき揮發油

アルコールを混入すべき揮發油は主として自動車等の内燃機關用燃料に供せられるものとし、化學工業用、航空機用、醫藥用、清洗用等の特殊用途に供せられる揮發油にはアルコールを混入する

事を要しないこととする考へである。

三 アルコールを混入すべき場合

揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者が揮發油にアルコールを混入する事を要するのは左の場合である。

- (イ) 其の工場又は貯油所から揮發油を搬出せんとするとき
 - (ロ) 其の工場又は貯油所に於て揮發油を使用せんとするとき
 - (ハ) 其の工場又は貯油所に於て揮發油を他の者に引渡さんとするとき
- 右の場合に於て揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者が自己の他の工場又は貯油所に揮發油を移送するとき、揮發油の製造、輸入又は移入を業とする他の者に揮發油を引渡すとき、揮發油を輸出し又は移出するとき等特殊の場合には其の揮發油にアルコールを混入することを要しないこととする豫定である。

四 混入の割合

アルコールの供給状況に應じ政府に於て之を定めて告示することとしてゐる。

五 監督及取締

(イ) アルコール混入計畫の實施

混入義務者をして豫め政府の認可を受けしめたアルコール混入計畫の實施に關しては所定の報告を爲さしめ其の他常時必要な監督を爲し得ることとしてゐる。

(五) アルコールを混入した揮發油
本法に依り一旦アルコールを混入した揮發油からアルコールを分離することは禁止されてゐる。

(六) アルコールを混入しない揮發油
揮發油の製造、輸入若は移入を業とする者又は業務上揮發油の使用、販賣其の他の取扱を爲す者に對してはアルコールを混入しない揮發油の搬出、引渡、使用、販賣其の他の取扱に關し一定の事項を届出でしめ又必要ある場合には豫め政府の許可を受けしめる等の取締を爲すのであるが、更に右の内一般に取引せられる揮發油にして化學工業用、航空機用、醫藥用、清洗用等の特殊用途に供せられるものには其の罐、樽、函等にアルコールを混入してない揮發油であることを識別し得べき一定の標章を附せしめて夫れ以外の用途に供せられることを禁止するのである。

(七) 臨檢検査
取締上必要ありと認められる場合には當該官吏は揮發油の製造、輸入若は移入を業とする者又は業務上揮發油の使用、販賣其の他の取扱を爲す者の事務所、營業所等に臨檢し検査を爲すことが出来る。

六 本法施行の地域及時期

本法は内地のみならず朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島等の外地にも之を施行する。而して其の施行時期は混入用アルコールの生産狀況に鑑み大體昭和十三年一月頃であるが、其の施行後アルコール混入計畫の認可、アルコールの購入等アルコール混入實施の準備の爲必要なる五ヶ月間位を限り、混入義務を免除することとして同年六月頃から混入の實施を見る見込である。

前回總選舉に於ける

府縣別投票率

内閣統計局

我國に於ける第一回衆議院議員總選舉は、明治二十三年七月に行はれ、今回の總選舉は第二十回目に該るのである。

今、昨昭和十一年二月に行はれた第十九回總選舉の投票成績を観ると、有権者一四、三〇三、七八〇人中投票者は一一、二四九、六六三人で、有権者一〇〇に對する投票者の割合即ち投票率は、七八六を示して居る。

次に府縣別に之を観ると、群馬の九〇五最もよく以下山梨、佐賀、鳥取、三重、福岡、富山等相亞いで高率を示して居る。投票率の最も低いのは沖繩の六二七であつて、以下大阪、京都、徳島、千葉、東京、神奈川、宮崎等相亞いで低率を示して居る。而して大阪、京都、東京、神奈川等の如き大都市を含む府縣に於て、交通も發達し人口も密集し、従つて比較的投票に便利なるに拘らず、投票率の低いのは注目すべき現象である。

即ち、國際労働總會は其の締盟國を拘束する立法權を有しないので前述の勸告又は國際條約案を採擇して之に對し各締盟國の決定を促すのである。

茲に國際労働條約案の特質として特筆すべき點は、ヴェルサイユ條約労働編の前文に於て「國際聯盟ハ世界平和ノ確立ヲ目的トシテ世界平和ハ社會正義ヲ基礎トスル場合ニ於テノミ之ヲ確立シ得ヘキモノナルニ因リ」、「多數ノ人民ニ對スル不正、困苦及窮乏ヲ伴フ現今ノ労働状態ハ大ナル不安ヲ醸生シ惹テ世界ノ平和協調ヲ危殆ナラシムヘキニ因リ」且「労働状態ヲ改善スルコトハ刻下ノ急務ナルニ因リ」とある點である。之を一言に盡すと國際労働條約は正義人道を旨とし世界平和の確保及人類福祉の増進と云ふ宏遠な目標を持つものである。尙注意すべきは同じく前文の後段に「一國ニ於テ人道的労働條件ヲ採用セサルトキハ他ノ諸國ノ之カ改善ヲ企圖スルモノニ對シ障礙トナルヘキニ因リ」とある點で、即ち労働條約案は成るべく多數の國が擧つて之を採用する事に努めねば其の本來の目的を達し得ない事である。

二 國際労働條約案の特質

先づ國際労働條約案の特質、言ひ換へれば一般國際條約との差異に就て説明を加へて労働條約の何たるかを闡明して見よう。

第一に兩者の間には形式的に大きな差異がある。多數國間に結ばれる一般國際條約は通常の外交會議に於て商議された後妥結に達した點に就て各國全權委員間に調印されるのであるが國際労働條約案には全權委員の署名がない。之は前述の通り各國の政府代表、資本家代表及労働代表より成る労働總會に於て出席代表委員の三分の二の多數に依つて採擇されたもので、條約案夫自體に署名するのは常に總會議長と國際労働事務局長の二名のみである。

次に兩者の間の實質的差異であるが、

(一) 一般國際條約は言ふ迄もなく國家間の合意であるから締約國間には國際法上の權利義務關係が生ずる。然るに國際労働條約案は労働總會の採擇するものであつて労働機關の締盟國間には直接には權利義務關係を生じない。之を採擇すると否とは各締盟國の自由であり、之を批准した締盟國のみが拘束されるのである。

然らば労働條約案は之を採擇した國に對してのみ立法其の他の措置を講ずる義務を生じて之を批准した箇々の締盟國間には何等の直接の權利義務關係を生じないかと云ふと左様ではない。ヴェルサイユ條約第四二一條の規定に依れば「各締盟國カ前數條ニ依リ共ニ批准シタル條約ノ確實ナル履行ヲ爲サスト認ムル場合ニ於テハ國際労働事務局ニ對シ異議ヲ提起スルノ權ヲ有ス云々」とあつて之が即ち「労働審理委員會」に關する規定で上記の點に於ては締盟國に直接の權利義務關係がある譯である。

(一) 一般國際條約は各條約毎に獨立のもので其の定めてゐる内容に依り新なる國際約束として條約國を拘束するが、勞働條約案は箇々の條約案を採擇する國が之に拘束されるのみに止まらず、苟も勞働條約案を採擇する際は當然にヴェルサイユ平和條約第十三編(其の他の平和條約の對當編)の規定の拘束を受ける事である。換言すればヴェルサイユ平和條約と勞働條約案の斯様に密接な關係の結果として勞働機關の非締盟國は箇々の勞働條約案に加入する事を得ない。而して前述の如く成るべく多數の國に依つて採擇される事を必要とする勞働條約案の性質上、此の點は何とか解決する必要があるので目下勞働理事會に於て研究中の趣である。

(二) 一般國際條約が各國全權委員の間に署名せられた後は各締約國は其の國內法の定める手續に依つて之を批准するものであり、時に批准に付時間的制限のある事もあるが、一般には斯様な時間的制限はない。然るに勞働條約案はヴェルサイユ平和條約第四〇五條第五項に明文を以て勞働總會閉會後一年以内、已むを得ない事情の爲右期間内に不可能の場合は、遅くも一年半以内に條約案を「權限アル機關」に付議すべきものとされてゐる。右に所謂「權限アル機關」の何たるかは各國國內法上の問題で、我國に於ては樞密院が之に當るものとされてゐる。

(四) 一般國際條約には殖民地適用に關して特に條項を設けて規定する事が珍しくないが、勞働條約案は全く此の點に付て規定してゐない。其は此の點も亦ヴェルサイユ平和條約第四二一條に一般的

の規定がある爲である。

締盟國ハ本編ノ規定ニ依リ批准シタル諸條約ヲ其ノ殖民地、保護國及屬地ニシテ完全ナル自治ヲ有セサルモノニ左ノ條件ノ下ニ適用スルコトヲ約ス

一 條約カ土地ノ狀況ニ照シ適用不可能ニ非サルコト

二 土地ノ狀況ニ適應セシムル爲條約ニ必要ナル變更ヲ加フルコト

(五) ヴェルサイユ平和條約の勞働編の解釋及勞働條約の解釋に關する疑義又は紛争はヴェルサイユ平和條約第四二三條の規定に基き必ず「當該國際司法裁判所」の裁判に附すべきものとされてゐる。

三 國際聯盟退後の我國と國際勞働機關との關係

以上國際勞働條約とは如何なる性質のものであるかを簡単に説明したが、聯盟退後の我國が國際聯盟の重要な部分を占める國際勞働機關に對して如何なる關係に立つて居るかを見るに、

先づ法理的觀點よりすれば、ヴェルサイユ對獨平和條約第三八七條に依れば、聯盟國は當然に國際勞働機關の締盟國となる事を要する旨の規定はあるけれども、此の規定以外には國際勞働機關に對する加入及脱退に關しては何等の規定がない。そこで、一部には聯盟の加入及脱退に付ては特別の規定があるのに拘らず、國際勞働機關に付ては此の點に關し何等の規定がないばかりでなく、ヴェルサイユ平和條約第三九二條には「國際勞働事務局ハ聯盟機關ノ一部トシテ云々」の規定ある點及同平和

條約第三九條に依り國際勞働機關の費用は聯盟の一般資金中より支給せらるゝ旨の規定がある點等より推して、聯盟と勞働機關とは密接不可分の關係に在つて、従つて前者よりの脱退は當然後者よりの脱退をも意味すると云ふ説を唱へる者もあるが、又反對に、前述第三七八條は單に聯盟國は當然締結國たるべき事を定めるのみで、非聯盟國が國際勞働機關へ加入する事を拒否し又は聯盟よりの脱退が當然國際勞働機關よりの脱退を來す旨を規定してゐない事を理由として前説に反對する者もある。然し此の問題は實際的には早くから解決済である。即ち、獨逸、埃地利等は聯盟に加入する以前に國際勞働機關への加入を認められてゐた。ブラジルは聯盟脱退後も依然として勞働機關の締結國としての地位は何等變る所なく之と協力を續け、又米國も非聯盟國であるけれども、昭和九年八月以來國際勞働機關の締結國と成つてゐる。

我國も亦聯盟よりは脱退したけれども聯盟脱退に際して渙發せられた 御詔書に於て脱退後も平和各般の事業には依然協力すべき旨を明らかにせられて居るので、帝國は今日も依然として締結國として勞働機關との協力を續けてゐるのである。

四 我國が批准した國際勞働條約

左に參考として第一回乃至第十八回國際勞働總會の採擇した勞働條約案と其の中我國の批准した勞働條約(○印を附す)を掲げて見ると次の如くである。

第一回勞働總會採擇の條約案

工業的企業に於ける勞働時間を一日八時間一週四十八時間に制限する條約

○失業に關する條約

産前産後に於ける婦人使用に關する條約

夜間に於ける婦人使用に關する條約

○工業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約

工業に於て使用せらるゝ年少者の夜業に關する條約

第二回勞働總會採擇の條約案

○海上に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約

船舶の滅失又は沈没の場合に於ける失業の補償に關する條約

第三回勞働總會採擇の條約案

○海員に對する職業紹介所設置に關する條約

第四回勞働總會採擇の條約案

○農業に使用し得る兒童の最低年齢を定むる條約

農業勞働者の結社及組合の權利に關する條約

農業に於ける勞働者災害補償に關する條約

ペイント塗に於ける白鉛使用に關する條約

○工業的企業に於ける週休の適用に關する條約

○石炭夫又は火夫として使用し得る年少者の最低年齢

を定むる條約

○海上に使用せらるゝ兒童及年少者の強制體格検査に關する條約

第七回勞働總會採擇の條約案

○勞働者職業病補償に關する條約

○勞働者災害補償に付ての内外人勞働者の均等待遇に關する條約

麵粉工場に於ける夜間作業に關する條約

第八回勞働總會採擇の條約案

○船中に於ける移民監督の單純化に關する條約

海員の雇入契約に關する條約

第九回勞働總會採擇の條約案

海員の送還に關する條約

第十回勞働總會採擇の條約案

工業及商業に於ける勞働者並に家庭使用人の爲の疾病保險に關する條約

農業勞働者の疾病保險に關する條約

第十一回勞働總會採擇の條約案

最低賃銀決定制度の創設に關する條約

第十二回労働總會採擇の條約案

○船舶に依り運送せらるる重包裝貨物の重量標示に關する條約

船舶の荷積又は荷卸に使用せらるる労働者の災害に對する保護に關する條約

第十四回労働總會採擇の條約案

○強制労働に關する條約

商業及事務所に於ける就業時間の規律に關する條約

第十五回労働總會採擇の條約案

炭坑に於ける労働時間を制限する條約

第十六回労働總會採擇の條約案

非工業的勞務に使用し得る兒童の年齢に關する條約

船舶の荷積又は荷卸に使用せらるる労働者の災害に對する保護に關する條約(千九百三十二年改正)

第十七回労働總會採擇の條約案

有料職業紹介所に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制老齡保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制老齡保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制癩疾保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制癩疾保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及家庭使用人の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

農業的企業に使用せらるる者の爲の強制寡婦及孤兒保險に關する條約

最近公布の法令

内閣官房總務課

○文部省官制中改正ノ件(三月三十一日公布)

文部省の権限に屬する事項中體育運動に關する事項を大臣官房に於て掌る事項中に加へ、學校衛生官及學校衛生官補の名稱を體育官及體育官補に改め、又國民體育館の事務に従事せしめる爲に體育官一人、體育官補四人及屬二人を附したものである。

○高等官官等俸給令中改正ノ件(三月三十一日公布)

文部省の権限に屬する事項中體育運動に關する事項を大臣官房に於て掌る事項中に加へ、學校衛生官及學校衛生官補の名稱を體育官及體育官補に改め、又國民體育館の事務に従事せしめる爲に體育官一人、體育官補四人及屬二人を附したものである。

昭和三十八年勅令第六十六號郵便貯金利率割合ノ件(三月三十一日公布)

四月一日より稅制改正が實施された爲に銀行預金等の利率が低下するので、之に對して郵便貯金の利率を年三分から年二分七厘六毛に引下げ、(朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局所管原簿並太又は南洋群島を表示する記號を付した原簿に登記したものについては年三分一厘二毛に)一定の期間拂戻を爲さざる條件を以て預入した郵便貯金に付すべき利率の割合は普通の利率割合に十分の一を加へたものに改めたものであつて四月一日より施行された。

○昭和十一年法律第九號產物處理統制法中ノ一部施行ノ件(三月三十一日公布)

昭和十一年法律第九號產物處理統制法の施行は各規定に付勅令を以て定められることになつて居り、其の一部は既に施行されてあるのであるが、今回第三條第二項(道府縣の行ふ、函の檢定に關し必要なる費用は道府縣の負擔とし、國庫は勅令の定める所に依り豫算の範圍内に於て道府縣に對し其の檢定施設に要する經費の二分の一以内を補

○產物處理統制法第二條第二項但書ノ規定ニ依ル國庫補助ニ關スル件(三月三十一日公布)

昭和十一年法律第九號產物處理統制法の施行は各規定に付勅令を以て定められることになつて居り、其の一部は既に施行されてあるのであるが、今回第三條第二項(道府縣の行ふ、函の檢定に關し必要なる費用は道府縣の負擔とし、國庫は勅令の定める所に依り豫算の範圍内に於て道府縣に對し其の檢定施設に要する經費の二分の一以内を補

○專賣局官制中改正ノ件(四月一日公布)

アルコール專賣制度の實施及新設煙草製造工場作業開始等の爲、專賣局に參事一人、副參事六人、技師十七人等を増員し、且アルコール專賣制度運用上參與を置くことにしたものである。

○明治三十八年勅令第六十六號郵便貯金利率割合ノ件(三月三十一日公布)

四月一日より稅制改正が實施された爲に銀行預金等の利率が低下するので、之に對して郵便貯金の利率を年三分から年二分七厘六毛に引下げ、(朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局所管原簿並太又は南洋群島を表示する記號を付した原簿に登記したものについては年三分一厘二毛に)一定の期間拂戻を爲さざる條件を以て預入した郵便貯金に付すべき利率の割合は普通の利率割合に十分の一を加へたものに改めたものであつて四月一日より施行された。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○文部省官制中改正ノ件(三月三十一日公布)

文部省の権限に屬する事項中體育運動に關する事項を大臣官房に於て掌る事項中に加へ、學校衛生官及學校衛生官補の名稱を體育官及體育官補に改め、又國民體育館の事務に従事せしめる爲に體育官一人、體育官補四人及屬二人を附したものである。

○高等官官等俸給令中改正ノ件(三月三十一日公布)

文部省の権限に屬する事項中體育運動に關する事項を大臣官房に於て掌る事項中に加へ、學校衛生官及學校衛生官補の名稱を體育官及體育官補に改め、又國民體育館の事務に従事せしめる爲に體育官一人、體育官補四人及屬二人を附したものである。

○昭和十一年法律第九號產物處理統制法中ノ一部施行ノ件(三月三十一日公布)

昭和十一年法律第九號產物處理統制法の施行は各規定に付勅令を以て定められることになつて居り、其の一部は既に施行されてあるのであるが、今回第三條第二項(道府縣の行ふ、函の檢定に關し必要なる費用は道府縣の負擔とし、國庫は勅令の定める所に依り豫算の範圍内に於て道府縣に對し其の檢定施設に要する經費の二分の一以内を補

○產物處理統制法第二條第二項但書ノ規定ニ依ル國庫補助ニ關スル件(三月三十一日公布)

昭和十一年法律第九號產物處理統制法の施行は各規定に付勅令を以て定められることになつて居り、其の一部は既に施行されてあるのであるが、今回第三條第二項(道府縣の行ふ、函の檢定に關し必要なる費用は道府縣の負擔とし、國庫は勅令の定める所に依り豫算の範圍内に於て道府縣に對し其の檢定施設に要する經費の二分の一以内を補

○專賣局官制中改正ノ件(四月一日公布)

アルコール專賣制度の實施及新設煙草製造工場作業開始等の爲、專賣局に參事一人、副參事六人、技師十七人等を増員し、且アルコール專賣制度運用上參與を置くことにしたものである。

○明治三十八年勅令第六十六號郵便貯金利率割合ノ件(三月三十一日公布)

四月一日より稅制改正が實施された爲に銀行預金等の利率が低下するので、之に對して郵便貯金の利率を年三分から年二分七厘六毛に引下げ、(朝鮮總督府、臺灣總督府及關東局所管原簿並太又は南洋群島を表示する記號を付した原簿に登記したものについては年三分一厘二毛に)一定の期間拂戻を爲さざる條件を以て預入した郵便貯金に付すべき利率の割合は普通の利率割合に十分の一を加へたものに改めたものであつて四月一日より施行された。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

○關東局關係のものは七月一日より施行される。

聴取者二百九十五萬を擁する 放送事業の現勢

放送時刻表

昭和十二年四月一日改正

| 第一放送 | | | | 第二放送 | | | |
|-------|------|--------|----|--------|------|--------|----|
| 平日 | | | | 日曜・祝祭日 | | | |
| 開始時刻 | 放送時間 | 放送内容 | 備考 | 開始時刻 | 放送時間 | 放送内容 | 備考 |
| 6:00 | 30 | ラジオ体操 | | 6:00 | 30 | ラジオ体操 | |
| 6:30 | 30 | 朝のニュース | | 6:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 7:00 | 30 | 朝の音楽 | | 7:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 7:30 | 30 | 朝のニュース | | 7:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 8:00 | 30 | 朝の音楽 | | 8:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 8:30 | 30 | 朝のニュース | | 8:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 9:00 | 30 | 朝の音楽 | | 9:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 9:30 | 30 | 朝のニュース | | 9:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 10:00 | 30 | 朝の音楽 | | 10:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 10:30 | 30 | 朝のニュース | | 10:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 11:00 | 30 | 朝の音楽 | | 11:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 11:30 | 30 | 朝のニュース | | 11:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 12:00 | 30 | 朝の音楽 | | 12:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 12:30 | 30 | 朝のニュース | | 12:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 13:00 | 30 | 朝の音楽 | | 13:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 13:30 | 30 | 朝のニュース | | 13:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 14:00 | 30 | 朝の音楽 | | 14:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 14:30 | 30 | 朝のニュース | | 14:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 15:00 | 30 | 朝の音楽 | | 15:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 15:30 | 30 | 朝のニュース | | 15:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 16:00 | 30 | 朝の音楽 | | 16:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 16:30 | 30 | 朝のニュース | | 16:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 17:00 | 30 | 朝の音楽 | | 17:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 17:30 | 30 | 朝のニュース | | 17:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 18:00 | 30 | 朝の音楽 | | 18:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 18:30 | 30 | 朝のニュース | | 18:30 | 30 | 朝のニュース | |
| 19:00 | 30 | 朝の音楽 | | 19:00 | 30 | 朝の音楽 | |
| 19:30 | 30 | 朝のニュース | | 19:30 | 30 | 朝のニュース | |

四月三十日より五月二日まで総選挙臨時ニュース放送の豫定

社団法人日本放送協会

報道に、教養に、慰安に使命を果たすラジオ

露光量違いにより重複撮影

- 税務監督局官制中改正ノ件** (四月一日公布) 臨時租税増徴法の施行に伴ひ、税務監督局に於て事務官六人、技師一人等税務署に於て、司税官五十人等を増員したものである。
- 陸軍省官制中改正ノ件** (四月一日公布) 陸軍省軍務局軍務課長及兵務局長の兼勤制廢止等の爲、改正せられたものである。
- 陸軍幼年學校中改正ノ件** (四月一日公布) 陸軍幼年學校を仙臺にも新設することになったものである。
- 海軍砲術學校中改正ノ件** (四月一日公布) 海軍砲術學校に於て、海軍に必要な體育に關する研究や教育を行ひ、且必要に應じ海軍候補員若しくは海軍候補候補者の教育をも行ひ得ることとしたものである。
- 海兵團練習部令中改正ノ件** (四月一日公布) 海兵團練習部に於て、教育される海軍候補員の候補者の範圍は、海軍候補練習生に限られてゐたのであるが、其の範圍を擴張して、其の他の海軍候補員の候補者をも、同團に於て教育することとしたものである。
- 海軍現役武官水産講習所配屬令** (四月一日公布) 海軍現役生徒たる水産講習所遠洋漁業科學生に對し、軍學の教授及教練を實施する爲、海軍現役武官を同校に配屬するに付て、必要な規定を定めたものである。
- 海軍候補員候補者令中改正ノ件** (四月一日公布) 水産講習所遠洋漁業科學生を海軍候補生徒となし、又海軍候補員の候補者として、新に海軍候補練習生を設けたものであつて、右練習生は、海軍大臣の定むる所に依り、船員法の適用を受くる船員として、一年以上の乗船履歴を有し、且年齢十七年以上二十年未満の者にして、海軍候補員たらんことを志願する者から採用され、採用と同時に海軍の兵籍に編入される。
- 朝鮮總督府營林署官制中改正ノ件** (四月一日公布) 國有林野の管理並事業遂行の便宜上、京畿道、江原道及成鏡北道所轄の國有林野を、營林署に移管する爲、國有職員を地方廳より營林署に組織すると共に、最近の國有林野の造林事業擴充に伴つて、營林署に職員若干名を増員したものである。
- 朝鮮總督府水産製品検査所官制** (四月一日公布) 朝鮮に於ては水産製品の検査に關する事務は税關に於て掌つてゐたのであるが、水産業界の實狀に鑑みて獨立の検査機關たる朝鮮總督府水産製品検査所を設置し之をして掌らしめる様にしたものである。

聴取者二百九十五萬を擁する 放送事業の現勢

放送時刻表

昭和十二年四月一日改正

| 平日 | | 日曜・祝祭日 | |
|-------|-------|--------|-------|
| 開始時刻 | 放送種目 | 開始時刻 | 放送種目 |
| 6:00 | ラジオ体操 | 6:00 | ラジオ体操 |
| 6:30 | ラジオ体操 | 6:30 | ラジオ体操 |
| 7:00 | ラジオ体操 | 7:00 | ラジオ体操 |
| 7:30 | ラジオ体操 | 7:30 | ラジオ体操 |
| 8:00 | ラジオ体操 | 8:00 | ラジオ体操 |
| 8:30 | ラジオ体操 | 8:30 | ラジオ体操 |
| 9:00 | ラジオ体操 | 9:00 | ラジオ体操 |
| 9:30 | ラジオ体操 | 9:30 | ラジオ体操 |
| 10:00 | ラジオ体操 | 10:00 | ラジオ体操 |
| 10:30 | ラジオ体操 | 10:30 | ラジオ体操 |
| 11:00 | ラジオ体操 | 11:00 | ラジオ体操 |
| 11:30 | ラジオ体操 | 11:30 | ラジオ体操 |
| 12:00 | ラジオ体操 | 12:00 | ラジオ体操 |
| 12:30 | ラジオ体操 | 12:30 | ラジオ体操 |
| 13:00 | ラジオ体操 | 13:00 | ラジオ体操 |
| 13:30 | ラジオ体操 | 13:30 | ラジオ体操 |
| 14:00 | ラジオ体操 | 14:00 | ラジオ体操 |
| 14:30 | ラジオ体操 | 14:30 | ラジオ体操 |
| 15:00 | ラジオ体操 | 15:00 | ラジオ体操 |
| 15:30 | ラジオ体操 | 15:30 | ラジオ体操 |
| 16:00 | ラジオ体操 | 16:00 | ラジオ体操 |
| 16:30 | ラジオ体操 | 16:30 | ラジオ体操 |
| 17:00 | ラジオ体操 | 17:00 | ラジオ体操 |
| 17:30 | ラジオ体操 | 17:30 | ラジオ体操 |
| 18:00 | ラジオ体操 | 18:00 | ラジオ体操 |
| 18:30 | ラジオ体操 | 18:30 | ラジオ体操 |
| 19:00 | ラジオ体操 | 19:00 | ラジオ体操 |
| 19:30 | ラジオ体操 | 19:30 | ラジオ体操 |
| 20:00 | ラジオ体操 | 20:00 | ラジオ体操 |
| 20:30 | ラジオ体操 | 20:30 | ラジオ体操 |
| 21:00 | ラジオ体操 | 21:00 | ラジオ体操 |
| 21:30 | ラジオ体操 | 21:30 | ラジオ体操 |
| 22:00 | ラジオ体操 | 22:00 | ラジオ体操 |
| 22:30 | ラジオ体操 | 22:30 | ラジオ体操 |
| 23:00 | ラジオ体操 | 23:00 | ラジオ体操 |
| 23:30 | ラジオ体操 | 23:30 | ラジオ体操 |
| 24:00 | ラジオ体操 | 24:00 | ラジオ体操 |

四月二十日より五月二日まで総選挙臨時ニュース放送の豫定

社団法人日本放送協会

報道に、教養に、慰安に使命を果たすラジオ

(一) 税務監督局官制中改正ノ件
 (二) 税務署官制中改正ノ件
 (三) 陸軍省官制中改正ノ件
 (四) 陸軍幼年學校令中改正ノ件
 (五) 海軍砲術學校令中改正ノ件
 (六) 海兵團總司令部令中改正ノ件
 (七) 海軍現役武官水産講習所配属令
 (八) 朝鮮總督府警務官制中改正ノ件
 (九) 朝鮮總督府地方官制中改正ノ件
 (十) 海軍省官制中改正ノ件
 (十一) 海軍省官制中改正ノ件
 (十二) 海軍省官制中改正ノ件
 (十三) 海軍省官制中改正ノ件
 (十四) 海軍省官制中改正ノ件
 (十五) 海軍省官制中改正ノ件
 (十六) 海軍省官制中改正ノ件
 (十七) 海軍省官制中改正ノ件
 (十八) 海軍省官制中改正ノ件
 (十九) 海軍省官制中改正ノ件
 (二十) 海軍省官制中改正ノ件

露光量違いにより重複撮影

週報

第十二十九號

昭和二十二年五月五日

現下の財政經濟政策に
就て
(大藏省)

獨伊を中心とする
歐洲の動き
(外務省情報部)

——(國際時事解説)——

官報附録

昭和二十二年四月二十八日發行
第三種郵便物認可
毎週一回水曜日發行 第十八號

五錢

週報

昭和二十二年四月二十八日發行
第三種郵便物認可
毎週一回水曜日發行 第十八號

(本書の大きさは國定規格A5判)

| 所 込 申 | 價 定 |
|--------------|-----------------|
| 内閣印刷局發賣掛 | 一年(前金) 五錢 |
| 東京九ノ内(掛)三五二九 | 二圓四十錢 |
| 振替東京一九〇〇番 | (外國郵便に依る地) 一圓 |
| 全國各地官報販賣所 | (城は三四十錢) 一圓 |
| 東部書籍株式會社 | 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 |
| 東京市神田區神保町一ノ三 | 部五錢の割合を以て前金を添へ御 |
| 振替東京九三九〇番 | 申込み下さい。 |
| 最寄書店・驛書店 | |

| 官報附録週報別刷 | |
|------------------|--|
| 昭和二十二年四月二十八日印刷發行 | |
| 編輯者 情報委員會 | |
| 印刷者 東京市麹町區永田町 | |
| 發行所 内閣印刷局 | |
| 東京市麹町區大下町 | |